岩泉町母子保健計画

（令和７年度～令和 11 年度）

～　すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現　～

令和７年３月
岩　　泉　　町

目　　次

第１章　岩泉町母子保健計画とは
1　計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２章　母子保健の現状
1　人口動態、母子統計にみる岩泉町の特徴・・・・・・４
2　一般保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
3　歯科保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4　母子保健事業の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第３章　施策の体系
1　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
2　基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
3　施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
4　母子保健施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・25
5　母子保健計画における評価指標・・・・・・・・・・・26

第４章　施策の推進体制
1　庁内の母子保健の推進・・・・・・・・・・・・・・・29
2　人材の確保・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・29
3　啓発・普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
4　保健・医療・福祉・教育の連携・・・・・・・・・・・29

＜資料＞
1　岩泉町健康づくり推進協議会設置要綱・・・・・・・30
2　岩泉町健康づくり推進協議会委員名簿・・・・・・・31

第１章　岩泉町母子保健計画とは

１　計画の趣旨

当町における母子保健計画は、平成９年度に母子保健法が改定され、母子保健事業が市町村に移譲されたことにより策定されました。国の母子保健における主要な取り組みのビジョンを示す「健やか親子 21（第２次）」に基づき、計画内容を見直しながら母子保健施策を積極的に推進してきました。

国では令和元年に施行された「成育基本法」に基づき、令和５年３月には「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）」が策定され、子どもたちの健やかな成育を切れ目なく、社会全体で支える環境の整備を進めていくことが求められるようになりました。

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子育て環境が複雑化・多様化する中で安心して子どもを産み、健やかに育まれるためには子育て支援施策の充実が求められ、保健、医療、福祉、教育等の連携のもと、一体的な相談支援を切れ目なく対応することが望まれています。

令和６年度を最終年度とする「岩泉町母子保健計画」の評価と事業内容の見直しを行い、成育医療等基本方針を踏まえ、母子保健領域の活動指針として本計画を策定しました。

２　計画の性格

(1)　この計画は、「すべてのこどもが健やかに育つ社会」の実現に向け、岩泉町が行う母子保健施策を展開していくうえで基本となります。

(2)　この計画は、母子保健問題を直接対象とするものを広く取り入れています。

(3)　この計画は、社会情勢の変化により、新たな母子保健の問題解決に向けてのニーズが発生した場合には、適切な見直しを行い、内容の改善を図ります。

(4)　この計画は、「岩泉町総合計画　岩泉町未来づくりプラン」「岩泉町子ども・子育て支援事業計画」「岩泉町地域福祉計画」「岩泉町いのち支えあう自殺対策計画」との整合性を保持しています。

(5)　この計画は、岩泉町健康づくり推進協議会の提言を受けて策定しています。

３　計画の期間

この計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間です。

また、この計画は、概ね５年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、変更するものとします。

○参考：国の成育医療等基本方針を踏まえた計画の策定期間等について

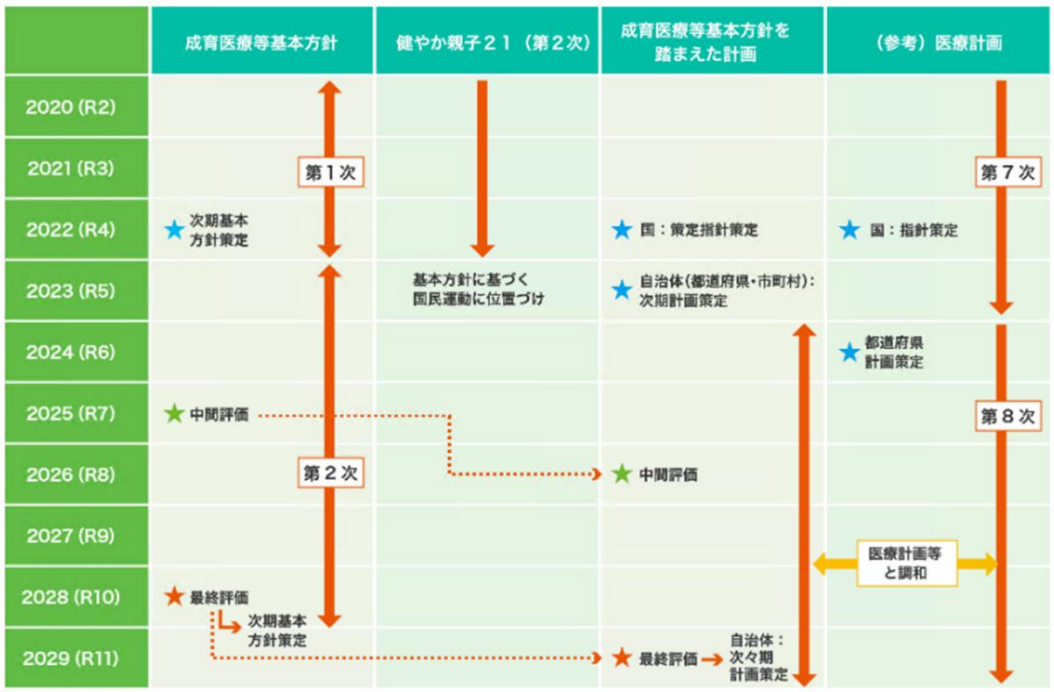

資料：こども家庭庁ホームページ

○成育基本計画の基本理念

資料：こども家庭庁ホームページ

○参考：健やか親子 21（第２次）イメージ図

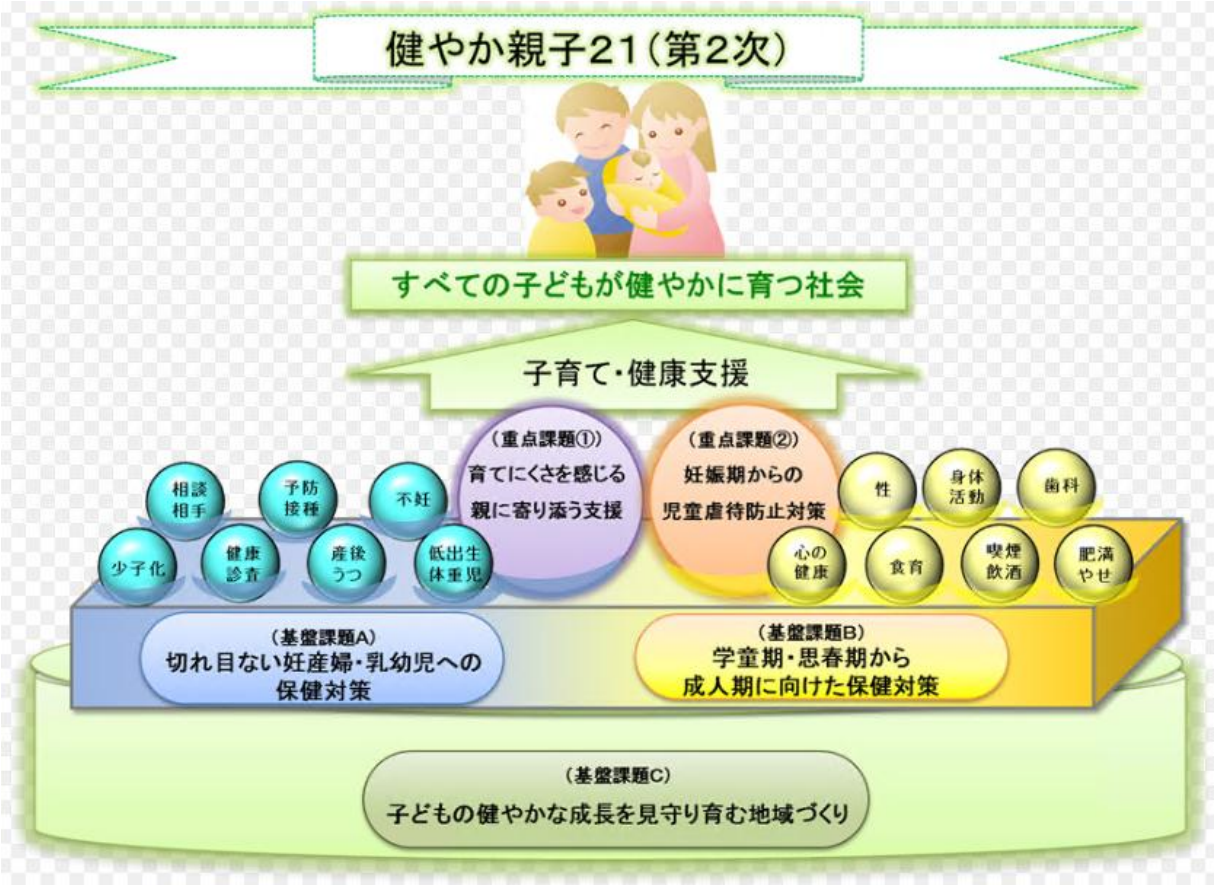

◎健やか親子 21（第 2 次）について

21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画です。安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための環境づくりという少子化対策としての意義に加え、少子・高齢社会における健康な生活の実現を目指す「健康日本 21」の一翼を担うものです。成育医療等基本方針の見直しにより、基本方針に基づく国民運動として位置づけられます。

～３つの基盤課題と２つの重点課題～

基盤課題 A：切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

基盤課題 B：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

基盤課題 C：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

重点課題①：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策

第２章　母子保健の現状

１　人口動態、母子統計にみる岩泉町の特徴

(1) 人口と世帯の推移

人口は、昭和 35 年の 27,813 人をピークに減少に転じ、ここ 10 年（平成 22 年から令和２年まで）で 2,078 人減少しています。世帯数も減少しており、1 世帯あたりの人数は 2.21 人となっています。

また、令和２年における年少人口（0～14 歳）の割合は 8.5%（平成 27 年度比 1.1%減少）、生産年齢人口（15～64 歳）の割合は 47.1%（平成 27 年度比 2.6%減少）へ減少している一方、老年人口（65 歳以上）の割合は 44.4%（平成 27 年度比 3.7%増加）へ増加していることから、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

表１　人口と世帯数の推移

区分（単位）	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
総人口（人）	12,845	11,914	10,804	9,841	8,726
0～14 歳（人）	1,761（14.6）	1,399（11.7）	1,121（10.4）	946（9.6）	741（8.5）
15～64 歳（人）	7,335（56.2）	6,431（54.0）	5,599（51.8）	4,891（49.7）	4,114（47.1）
65 歳以上（人）	3,749（29.2）	4,084（34.3）	4,084（37.8）	4,004（40.7）	3,871（44.4）
総世帯数（世帯）	4,693	4,562	4,357	4,174	3,957
1 世帯当たり（人）	2.73	2.61	2.47	2.36	2.21

（　）内数値は構成比%　　【資料：岩泉町まちづくり総合計画、国勢調査】

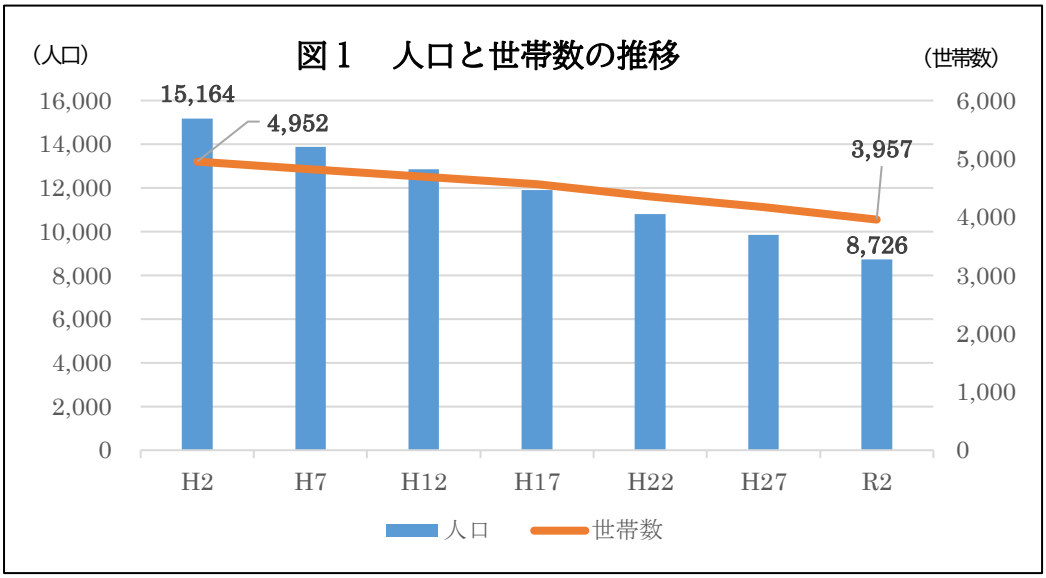

【資料：岩泉町まちづくり総合計画、国勢調査】

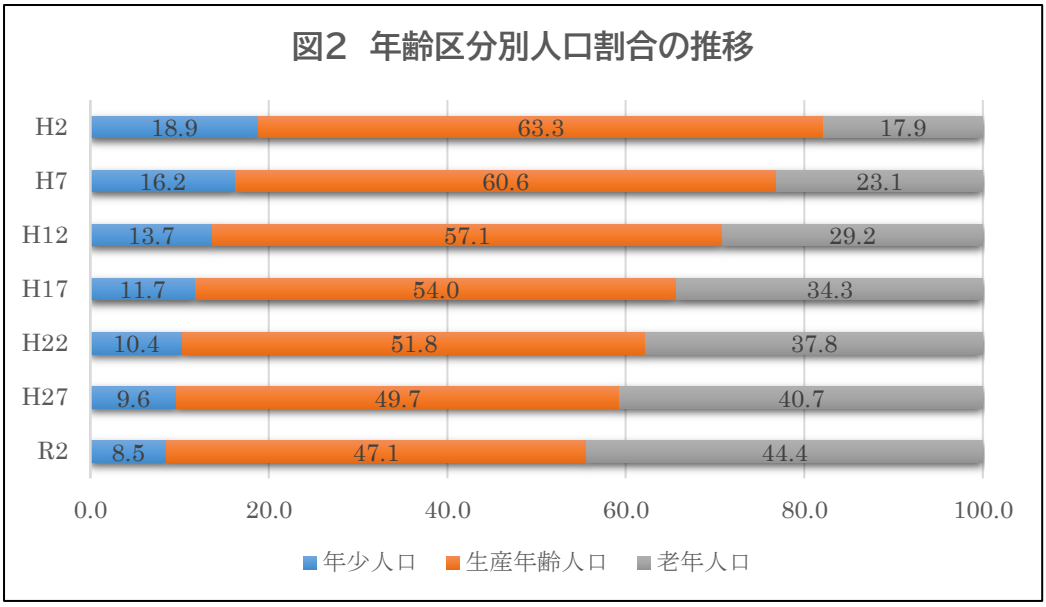

【資料：岩泉町まちづくり総合計画、国勢調査】

(2) 出生数と出生率

図３のとおり、出生数は増減を繰り返していましたが、令和２年に 40 人を切り、令和４年以降 20 人前後で推移しています。少子化傾向は急速に進んでいる状況です。

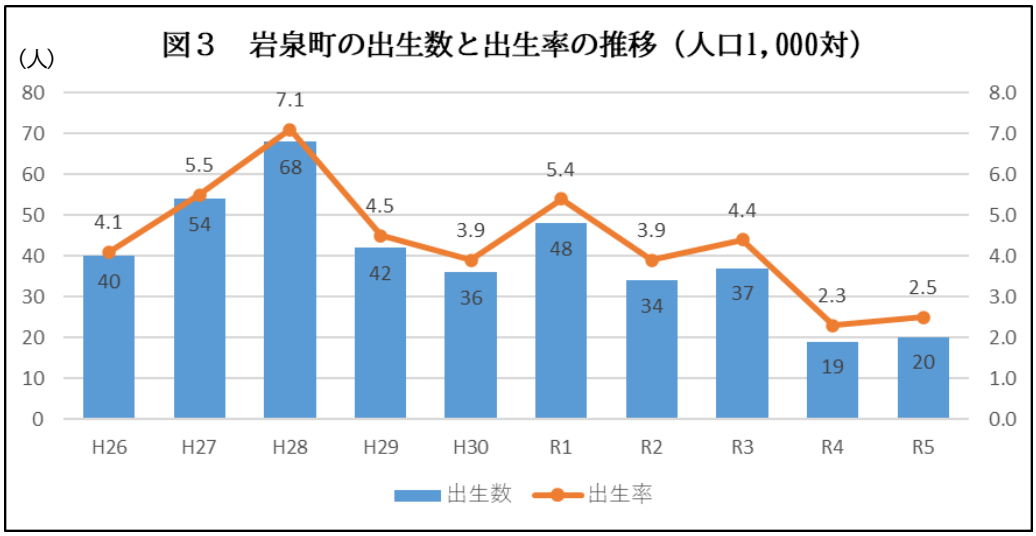

【資料：人口動態統計、岩手県保健福祉年報】

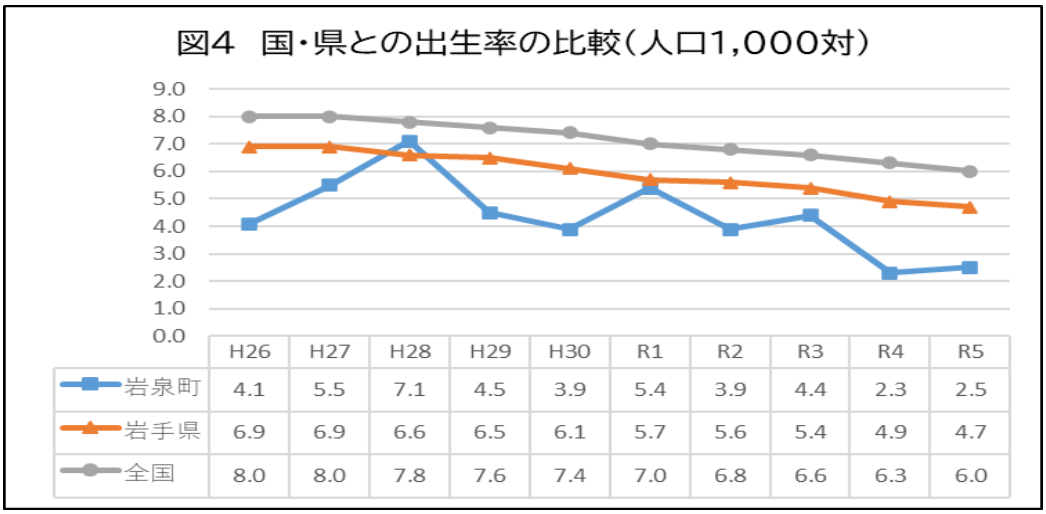

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
岩泉町	4.1	5.5	7.1	4.5	3.9	5.4	3.9	4.4	2.3	2.5
岩手県	6.9	6.9	6.6	6.5	6.1	5.7	5.6	5.4	4.9	4.7
全国	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0

【資料：人口動態統計、岩手県保健福祉年報】

(3) 合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国・岩手県と比較すると上回っています。直近の数値は令和5年で1.52となっています。

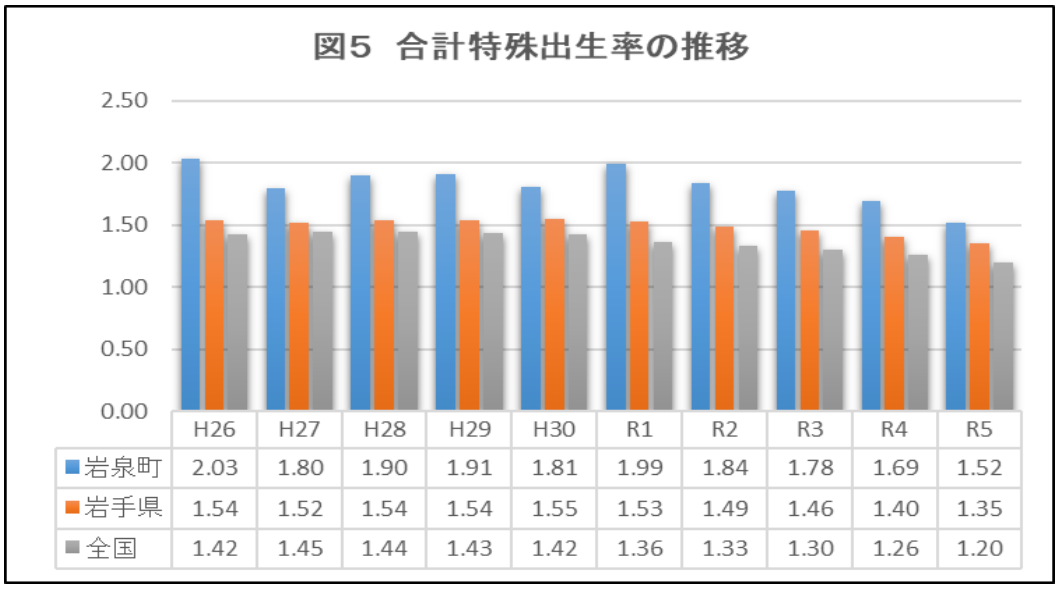

【資料：人口動態統計、岩手県保健福祉年報　※岩泉町と岩手県の合計特殊出生率の算出には、過去5年間の平均値を用いている】

(4) 死産数、周産期死亡数（率）、乳児死亡数（率）、低出生体重児数（率）

乳児死亡は、保健事業の活発な活動の成果により改善され、0人で推移しています。今後も、地域保健と地域医療との連携を図り、妊娠期からの異常の早期発見、早期治療に努めるのはもちろんのこと、生まれてからの療育医療体制や保健指導を充実させていくことが重要となっています。

表2　母子保健に関する統計

年	出生数		合計特殊出生率	死産数	周産期死亡		乳児死亡		低出生体重児	
	数	率			数（人）	率（%）	数（人）	率（%）	数（人）	率（%）
H26	40	4.1	2.03	1	0	0	0	0	5	12.5
H27	54	5.5	1.80	3	0	0	0	0	2	3.7
H28	68	7.1	1.90	0	0	0	0	0	14	20.6
H29	42	4.5	1.91	2	1	23.3	0	0	4	9.5
H30	36	3.9	1.81	1	0	0	0	0	3	8.3
R1	48	5.4	1.99	1	0	0	0	0	6	12.5
R2	34	3.9	1.84	3	2	55.6	0	0	2	5.8
R3	37	4.4	1.78	0	0	0	0	0	4	10.8
R4	19	2.3	1.69	2	0	0	0	0	2	10.5
R5	20	2.5	1.52	0	0	0	0	0	1	5.0

【資料：岩手県保健福祉年報】

２　一般保健事業

【 妊産婦 】

当町は、町内に産婦人科や専門医がなく、医療及び保健指導を受ける機会が少ないことから、行政・地域のサポート体制を整備し、妊娠、分娩、育児の各時期における知識の普及を図り、支援を行っています。

(1) 母子健康手帳交付

妊娠届は町民課及び各支所の窓口で随時受付し交付しています。その際、保健師や助産師による初回面接を実施しています。

表3　妊娠届出状況（単位：件、(%)）

年　度	届出数	11 週以内	12～21 週	22～27 週	28 週以上	不詳
平成 19 年度	58	38（65.5）	28（48.3）	1（1.7）	1（1.7）	0
平成 24 年度	63	61（96.8）	2（3.2）	0	0	0
平成 29 年度	42	37（88.1）	4（9.5）	1（2.4）	0	0
令和４年度	17	16（94.1）	1（5.9）	0	0	0
令和５年度	24	24（100.0）	0	0	0	0

(2) 妊婦一般健康診査受診票交付

平成 20 年度から、母子健康手帳交付時に、1 人につき 14 枚（転入者においては妊娠週数に応じて）交付しています。（平成 19 年度までは、１人につき６枚交付）

表４　妊婦一般健康診査受診票交付及び利用状況

年　度	交付数(枚)	利用数（枚）	利用率（%）
平成 19 年度	356	250	70.2
平成 24 年度	927	793	85.5
平成 29 年度	646	539	83.4
令和４年度	259	237	91.5
令和５年度	366	313	85.5

(3) 産婦健康診査受診票交付

令和４年度から、妊婦一般健康診査受診票と併せて、産婦健康診査受診票を１人につき２枚交付しています。産後初期における母子支援の強化を図ることを目的としています。

表５　産婦健康診査受診票交付及び利用状況

年　度	交付数(枚)	利用数（枚）	利用率（%）
令和４年度	63	53	84.1
令和５年度	48	39	81.3

(4) 産後ケア事業

出産後１年を経過しない産婦及び乳児に対して、きめ細かい心身のケアや育児相談等を行うことで、産後安心して子育てができること、また、産後うつ予防や乳児期の虐待予防を図ることを目的に、令和４年度から事業を開始しています。

表６　産後ケア利用件数（単位：人）

年　度	令和４年度	令和５年度
利用実人数	26	19
利用延べ人数	34	25

(5) 妊産婦保健指導

参加者の減少により平成 23 年度から母親教室を中止し、妊婦及び産婦への保健指導は、訪問、電話、所内面接などにより個々に合わせた指導を実施しています。

表７　妊産婦保健指導件数（単位：延べ人数）

年　度	保　健	歯　科	栄　養
令和元年度	335	17	0
令和２年度	243	38	4
令和３年度	293	17	0
令和４年度	154	7	1
令和５年度	216	14	3

(6) 乳児期の栄養状況

母乳栄養と人工栄養それぞれの利点を伝えた上で、妊産婦の個々の状況に合わせた助言、指導を妊娠期から実施しています。生後１か月児の栄養状態では、母乳と混合栄養が８～９割を占めています。

表８　生後１か月児の母乳栄養状態（単位：％）

年　度	母乳	混合	人工
平成 19 年度	50.0	43.3	6.7
平成 24 年度	57.4	38.9	3.7
平成 29 年度	68.6	22.9	8.6
令和４年度	29.4	58.8	11.8
令和５年度	21.7	60.9	17.4

(7) 妊産婦健康診査等通院費補助金交付事業

町内に住む妊産婦の経済的負担を軽減し、安全で安心な出産を迎えられるように、町外の医療機関への通院などの経費の一部を町が補助しています。助成内容は、国や県の動向を踏まえ内容の拡充を図っています。妊産婦へは初回面接や保健指導を通して事業周知を図り、100％の助成率となっています。

表９　妊産婦健康診査通院費等費用補助事業実施状況

年　度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 29 年度	令和４年度	令和５年度
助成数（人）	38	60	40	37	35

(8) 不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精や顕微授精）を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、県の助成金を控除した治療に係る自己負担額について、平成17年度から治療費の一部を助成しています。平成27年度からは、一組の夫婦に対して年間助成限度額を100万円まで拡大し助成事業を実施してきました。

不妊治療が保険適用となった令和４年度からは、男性不妊治療など助成対象治療内容を拡充し、保険適用となっても生じる自己負担額の助成を実施し、経済的負担の軽減に努めています。

表10　不妊治療費用助成事業実施状況

年　度	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年度	令和５年度
助成件数（延べ件数）	4	3	6	4	2
出生の有無	0	0	1	2	1

※平成17年度から令和5年度までの、累計出生数10人、累計助成件数41件

【 乳幼児 】

町内に専門医（小児科）がないため、乳幼児の診察、育児指導を受ける機会が少ないことから、健康診査時や訪問指導時等あらゆる場面において育児支援及び経済的支援を行っています。

(1) 新生児聴覚検査事業

新生児聴覚検査は、難聴の早期発見・早期療育につなげるために重要なスクリーニング検査となっています。経済的理由で検査ができず早期介入が遅れることのないように、聴覚検査の実施勧奨とともに、平成31年度からは、聴覚スクリーニング検査にかかる初回検査及び確認検査の費用助成を行っています。県外で里帰り分娩をするケースでは償還払いにより対応しています。

表11　新生児聴覚検査事業実施状況

年　度	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年度	令和5年度
検査実施数（人）	44	34	39	18	22
検査実施率	100%	100%	100%	100%	100%
費用助成数（人）	43	34	36	16	21
医療保険適用数（人）	1	0	3	2	1
聴覚異常あり（人）	0	0	0	0	1

(2) 乳児一般健康診査

令和４年度までは小児科医師へ依頼し、定期的に町で集団健康診査を実施してきました。令和５年度からはかかりつけ小児科で継続的に受診できるように、個別健診のみへと実施方法を変更しました。このことから、乳児一般健康診査受診票を１人につき４枚（対象健診種類：１か月児、３～５か月児、６～８か月児、９～11か月児）を出生届出時に交付しています（令和４年度までは１人につき３枚交付）。時期を逃さず受診するように受診勧奨を行い、受診後は委託医療機関からの結果報告を確認し個別指導につなげています。また、精密検査が必要と判断された乳児に対しては、受診券を発行し医療機関への受診を勧奨しています。

表12　乳児健康診査実施状況（集団健診分）

年　度	開催数(回)	対象者(人)	受診者(人)	受診率（%）	要指導者数（人）	精密検査受診数（人）
平成19年度	12	456	388	85.1	47	0
平成24年度	20	168	142	84.5	14	0
平成29年度	22	160	135	84.4	33	1
令和4年度	20	89	88	98.9	8	0

表13　乳児一般健康診査受診票交付及び利用状況

年　度	交付数（枚）	利用数(枚)	利用率（%）
平成19年度	235	80	34.0
平成24年度	188	73	38.8
平成29年度	125	52	41.6
令和4年度	54	35	64.8

表14　乳児健康診査実施状況（Ｒ５～個別健診分）

年　度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	要医療者数（人）	精密検査受診数（人）
令和５年度	76	76	100	0	2

(3) 離乳食指導

一時休止していた離乳食教室を、平成24年度から初期（４～５か月児）の教室として再開し、平成27年度には後期（９～10か月児）の教室を追加、さらに令和５年度に中期（７～８か月児）の教室を追加しました。離乳食の試食、栄養士・歯科衛生士・保健師による講話を実施し、切れ目なく継続的な指導を実施しています。

表15　離乳食教室実施状況

年　度	回数	初期		中期		後期	
		人数	親子組	人数	親子組	人数	親子組
平成24年度	5	65	32				
平成27年度	12	75	35			76	37
平成29年度	12	77	36			87	39
令和４年度	12	37	17			61	26
令和５年度	17	28	12	35	17	35	14

(4) １歳６か月児健康診査

身体、精神面の発達状態を把握するため、小児科医へ依頼して実施しています。

表16　１歳６か月児健康診査実施状況

年　度	開催数（回）	対象者(人)	受診者(人)	受診率（%）	要指導者数（人）	精密検査受診数（人）
平成19年度	6	60	60	100	8	0
平成24年度	6	57	54	94.7	12	1
平成29年度	6	57	57	100	16	1
令和４年度	6	39	39	100	9	0
令和５年度	6	28	28	100	5	0

(5) 親子ふれあいすくすく教室（２歳児健康診査）

平成18年度から２歳児を対象に開始し、平成26年度からは２歳６か月児も追加し、身体計測、歯科健診、栄養指導、育児指導を実施しています。令和2年度から、新型コロナ感染症の影響を受け、集団での親子遊びを中止し、内容の工夫をしながら実施しています。

表17　親子ふれあいすくすく教室実施状況

年　度	歯科健康診査			栄養・育児・身体測定		
	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
平成19年度	81	67	82.7	81	70	86.4
平成24年度	60	42	70.0	60	43	71.7
平成29年度	99	95	96.0	131	83	63.4
令和４年度	69	65	94.2	69	65	94.2
令和５年度	87	67	77.0	87	67	77.0

(6) ３歳児健康診査

小児科医へ依頼し、身体・精神面の発達確認のほか、尿検査、視力・聴力検査も併せて実施しています。

令和５年度からは、弱視の主な原因となる屈折異常や斜視を早期発見し、適切な治療につなげることを目的に、専用検査機器（スポットビジョンスクリーナー）を導入し、３歳児健康診査の対象者全員に屈折検査を実施しています。

表18　３歳児健康診査実施状況

年　度	開催数（回）	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	要指導者数（人）	精密検査受診数（人）
平成19年度	6	72	67	93.1	13	5
平成24年度	6	59	55	93.2	13	8
平成29年度	6	36	36	100.0	4	9
令和４年度	6	42	42	100.0	9	11
令和５年度	6	33	33	100.0	5	7

表19　屈折検査実施状況

年　度	対象者（人）	実施者（人）	実施率（%）	要精密検査数（人）	精密検査受診数（人）	精密検査結果		
						異常なし	要経過観察	要医療
令和５年度	33	33	100.0	2	2	1	1	0

(7) 乳幼児保健指導

各種健康診査や教室時に個別に実施しています。必要時、対象者に合わせ、電話や訪問、所内面接などによる個別保健指導で個々に合わせた指導を実施しています。

表20　乳幼児保健指導実施状況（単位：延べ人数）

年　度	保　健	歯　科	栄　養
令和元年度	892	385	155
令和２年度	799	445	235
令和３年度	714	387	230
令和４年度	654	397	188
令和５年度	721	492	178

(8) 母子健康教育

各種健康診査や教室、こども園巡回、小中学校での歯磨き指導など、機会を捉えて健康教育を行っています。

表21　母子健康教育実施状況（単位：延べ人数）

年　度	保　健	歯　科	栄　養
令和元年度	571	1,755	2,061
令和２年度	193	1,175	2,060
令和３年度	144	1,168	851
令和４年度	78	829	861
令和５年度	65	1,010	423

(9) 定期予防接種

医療機関への委託と町外医療機関へは岩手県広域接種パスポートを発行して実施しています。保護者に対して、予防接種に対する正しい知識等理解を図り、不安無く望ましい時期に逃さず接種ができるよう、妊産婦及び乳幼児保健指導時に、正しい知識の普及に努めています。また、不安や疑問への相談にも随時対応しています。

表22　定期予防接種接種率（令和５年度）

予防接種名	対象者（人）	接種者（人）	接種率（%）
４種混合	88	88	100
二種混合	52	50	96.2
麻しん風しん	57	56	98.2
BCG	16	16	100
日本脳炎	150	146	97.3
肺炎球菌	76	76	100
ヒブ	76	76	100
B 型肝炎	59	59	100
水痘	44	44	100
ロタ	39	39	100
子宮頸がん	221	30	7.4

(10) わくわく教室（在宅心身障害児集団指導）

児童心理士（宮古児童相談所、恵風支援学校）や子育て支援センター保育士と連携して、療育の知識・技術の支援や育児不安の解消、仲間作りの場の提供を行っています。

表23　わくわく教室の実施状況

年　度	開催数（回）	対象児（親子組）	参加数（延人数）
平成 19 年度	12	11	107
平成 24 年度	11	4	66
平成 29 年度	12	6	51
令和４年度	6	9	19
令和５年度	11	4	6

【 学童 】

(1) 赤ちゃんふれあい体験学習

生命の尊さや人を思いやる心を育てることを目的に、中学生が赤ちゃんとふれあう機会を設けてきました。保健師による事前学習を行い、乳児健診の場でふれあい体験を実施し、体験後は小児科医師による講話で生命の尊さやふれあいの大切さを伝えてきました。

令和２年度からは感染症拡大防止の観点から、赤ちゃんとの直接のふれあい体験は中止とし、代わりに保健師や小児科医師による出前講座を実施してきました。今後は、プレコンセプションケアを踏まえた事業検討が必要となっています。

表 24　赤ちゃんふれあい体験学習実施状況

年　度	開催数（回）	参加数（延人数）	参加校（校）	対象校（校）
平成 17 年度	4	96	2	8
平成 19 年度	3	133	1	8
平成 24 年度	4	103	2	7
平成 29 年度	4	112	2	5
令和 4 年度	1	14	1	3

３　歯科保健事業

生涯にわたり健康な食生活を営むためには、妊娠期から乳歯の形成に必要なバランスのとれた食事の摂取と歯周病による低出生体重児出生への影響等を周知することが必要です。また、乳幼児期における健全な顎や口腔の育成が重要となってくることから、この時期から歯科保健指導や口腔育成指導を行うことが将来の健全な口腔の育成に繋がります。

当町の令和５年度の乳幼児歯科健康診査におけるむし歯のある者の割合は、１歳６か月児で 0.00%とむし歯ゼロを達成し、県平均の 99.19%を上回りました。３歳児においても県平均の 11.2%を大きく下回り 3.03%となり、むし歯のある者が大幅に減少しました。

(1) 妊婦歯科健康診査（H27～町内歯科医院委託事業）

表 25　妊婦歯科健康診査実施状況

年　度	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	１人平均むし歯数（本）	有病者率（%）	歯科健診の状況（人）				要精密（人）	
						歯石あり	歯肉異常	清掃不良	顎関節異常	要指導	要医療
平成 27 年度	62	19	30.6	10.5	100.0	2	8	0	1	4	13
平成 30 年度	56	18	32.1	9.2	94.4	0	9	2	8	3	9
令和４年度	24	5	20.8	11.0	100.0	0	1	0	0	0	2
令和５年度	20	11	55.0	7.9	100.0	0	2	3	2	5	4

(2) 幼児歯科健康診査（１歳児・１歳６か月児・２歳児・２歳６か月児・３歳児）

表 26　１歳児歯科健康診査実施状況

年　度	開催数（回）	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	むし歯有病者(人)	むし歯有病者率(%)	１人平均むし歯数（本）	フッ化物塗布者率（%）
平成 19 年度	4	56	52	92.9	0	0.00	0.00	98.1
平成 24 年度	4	62	49	79.0	0	0.00	0.00	100.0
平成 29 年度	4	68	67	98.5	0	0.00	0.00	98.5
令和４年度	4	33	32	97.0	0	0.00	0.00	100.0
令和５年度	3	18	17	94.4	0	0.00	0.00	100.0

表 27　１歳６か月児歯科健康診査実施状況

年　度	開催数（回）	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	むし歯有病者(人)	むし歯有病者率(%)	１人平均むし歯数（本）	フッ化物塗布者率（%）
平成 19 年度	6	60	60	100.0	0	0.00	0.00	100.0
平成 24 年度	6	57	54	94.7	1	1.85	0.02	100.0
平成 29 年度	6	57	57	100.0	1	1.75	0.07	98.2
令和４年度	6	39	39	100.0	1	2.56	0.05	100.0
令和５年度	6	28	28	100.0	0	0.00	0.00	100.0

図６　１歳６か月児　むし歯有病者率（%）

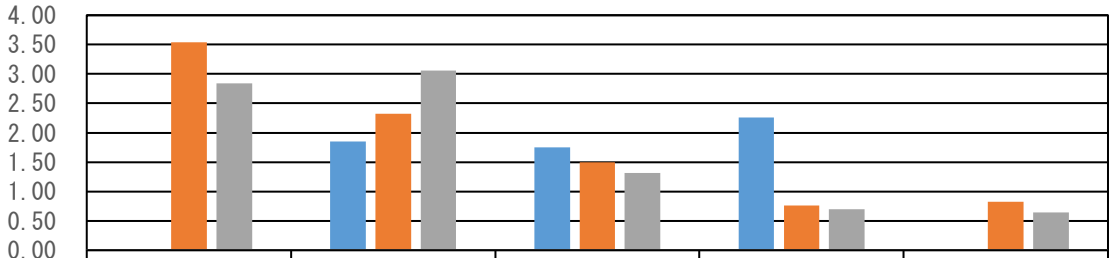

	H19	H24	H29	R4	R5
岩泉町	0.00	1.85	1.75	2.26	0.00
岩手県	3.54	2.32	1.50	0.76	0.83
全国	2.84	3.06	1.31	0.7	0.65

図７　１歳６か月児　１人平均むし歯数（本）

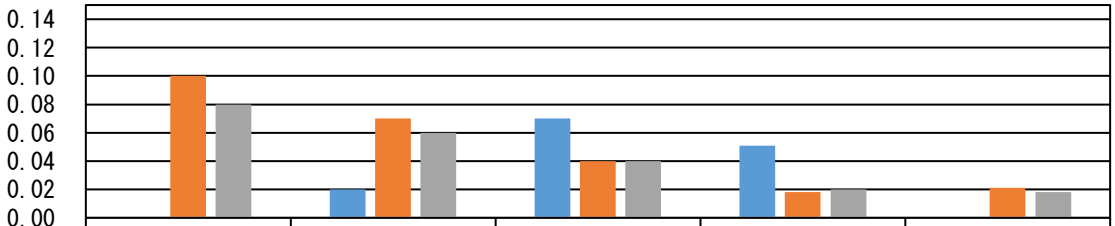

	H19	H24	H29	R4	R5
岩泉町	0.00	0.02	0.07	0.051	0.00
岩手県	0.10	0.07	0.04	0.018	0.021
全国	0.08	0.06	0.04	0.020	0.018

表 28　２歳児歯科健康診査（親子ふれあいすくすく教室）実施状況

年　度	開催数（回）	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	むし歯有病者(人)	むし歯有病者率(%)	１人平均むし歯数（本）	フッ化物塗布者率（%）
平成 19 年度	4	74	67	90.5	8	11.94	0.52	91.0
平成 24 年度	4	66	42	63.6	3	7.14	0.58	97.6
平成 29 年度	4	50	50	100.0	4	8.00	0.26	96.0
令和４年度	5	34	33	97.1	1	3.03	0.06	97.0
令和５年度	5	33	33	100.0	0	0.00	0.00	100.0

表 29　２歳６か月児歯科健康診査実施状況（H21～開始）

年　度	開催数（回）	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	むし歯有病者(人)	むし歯有病者率(%)	１人平均むし歯数（本）	フッ化物塗布者率（%）
平成 21 年度	4	49	39	79.6	10	25.60	1.10	100.0
平成 24 年度	4	71	49	69.0	5	10.20	0.31	100.0
平成 29 年度	4	49	45	91.8	2	4.44	0.07	93.3
令和４年度	5	32	32	100.0	1	3.13	0.06	100.0
令和５年度	5	32	32	100.0	1	3.13	0.09	96.9

表30　３歳児歯科健康診査実施状況

年　　度	開催数(回)	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	むし歯有病者(人)	むし歯有病者率(%)	１人平均むし歯数（本）	フッ化物塗布者率（%）
平成19年度	6	71	67	90.5	21	31.34	1.90	91.0
平成24年度	6	59	55	93.2	21	38.18	1.42	100.0
平成29年度	6	36	36	100.0	5	13.90	0.67	100.0
令和４年度	6	42	42	100.0	5	11.90	0.29	100.0
令和５年度	6	33	33	100.0	1	3.03	0.24	97.0

図８　3歳児　むし歯有病者率（%）

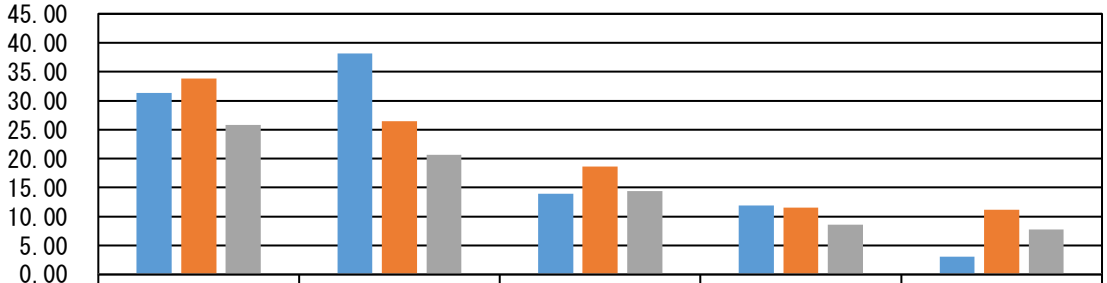

	H19	H24	H29	R4	R5
岩泉町	31.34	38.18	13.90	11.90	3.03
岩手県	33.86	26.49	18.65	11.53	11.15
全国	25.86	20.66	14.43	8.64	7.75

図９　3歳児　一人平均むし歯数（本）

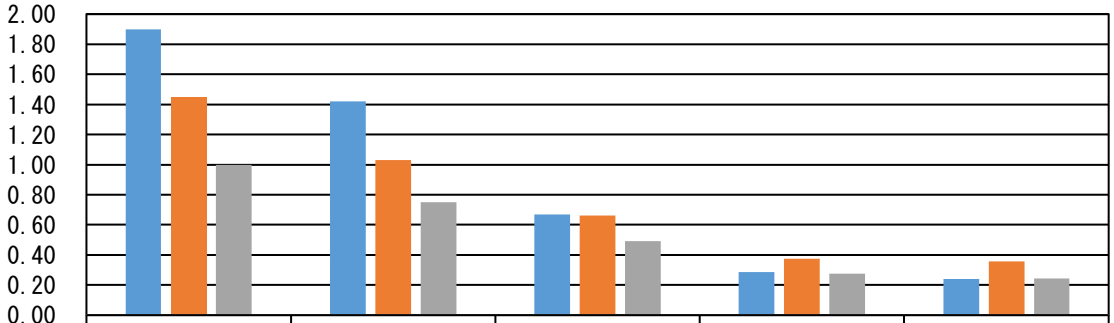

	H19	H24	H29	R4	R5
岩泉町	1.90	1.42	0.67	0.29	0.24
岩手県	1.45	1.03	0.66	0.38	0.36
全国	1.00	0.75	0.49	0.28	0.24

(3) こども園における歯科保健指導

全園児に対して年２回歯みがき指導を実施し、平成 25 年度からは子どもたちのお口の機能発達不全症の予防を目的に、お口の体操やかみかみセンサーを使用した食べる機能の発達についても併せて保健指導を行っています。

４・５歳児を対象としたフッ化物洗口は、平成８年度から希望する児に対し週５日法で行い、令和５年度においては 98.5%の実施率となっています。

また、令和３年度から令和５年度までは新型コロナウイルス感染症予防のため、事業を縮小し保健活動を行ないました。

表 331 こども園における歯科保健指導

年　度	こども園	
	開催数（回）	実施数（人）
平成 19 年度	22	552
平成 24 年度	20	421
平成 29 年度	20	530
令和４年度	6	191
令和５年度	12	343

表 32　フッ化物洗口の実施状況

年　度	洗口実施者			保護者説明会		園児説明会（H20～）		洗口状況把握（H16～）	
	対象者（人）	希望者（人）	実施率（%）	開催数（回）	実施数（人）	開催数（回）	実施数（人）	開催数（回）	実施数（人）
平成 19 年度	173	167	96.5	9	66	―	―	10	164
平成 24 年度	127	124	97.6	7	24	6	112	24	245
平成 29 年度	128	126	98.4	4	39	4	102	23	322
令和４年度	97	96	99.0	中止		3	41	7	157
令和５年度	71	70	98.6	中止		3	26	13	180

(4) 小学校・中学校における歯科保健指導

町内の各学校からの依頼により令和５年度は小学校 1 校、中学校 2 校の歯みがき指導を実施しています。令和３年度から令和５年度までは新型コロナウイルス感染症予防のため、歯垢染め出しの中止や、お口を閉じた歯みがきの仕方を取り入れながら指導を行ないました。

フッ化物洗口については、平成 29 年度から希望者に対し教育委員会が実施しています。当課では学校へ出向いた際にフッ化物洗口の状況を把握し洗口指導を行っています。

表 33　歯みがき指導実施状況

年　度	小学校（校）		中学校（校）		計	
	開催数（回）	実施数（人）	開催数（回）	実施数（人）	開催数（回）	実施数（人）
平成 19 年度	4	102	2	78	6	180
平成 24 年度	1	38	6	143	7	181
平成 29 年度	2（2 校）	47	4（2 校）	135	6（4 校）	182
令和４年度	0	0	6（2 校）	135	6（2 校）	135
令和５年度	1（1 校）	25	6（2 校）	127	7（3 校）	152

表 34　フッ化物洗口の実施状況

年　度	洗口実施者						洗口状況把握			
	小学校			中学校			小学校		中学校	
	対象者（人）	希望者（人）	実施率（%）	対象者（人）	希望者（人）	実施率（%）	開催数（回）	実施数（人）	開催数（回）	実施数（人）
平成 29 年度	347	339	97.7	209	199	95.2	2	146	4	176
令和２年度	311	305	98.1	181	176	97.2	1	29	6	134
令和４年度	300	298	99.3	158	152	96.2	0	0	4	64
令和５年度	282	276	97.9	157	153	97.5	1	25	6	111

(5) 離乳食教室（オーラルトレーニング）

生後５～６か月頃からの離乳食を開始し、幼児食、普通食まで段階的に進める事によりお口の機能の成長に大きく関わってくることから、食材の形態や食べ方、コップ等使用時期の指導が重要となってきます。早い時期からストローやマグを使用する事で顎の成長が遅れる事があるため、３歳までの口腔機能育成が必要となります。

また、歯が生える前からのオーラルトレーニングは、仕上げ磨きや自分磨きへスムーズに移行できることから、他職種連携した指導がとても重要となっています。

(6) 歯科保健指導

子ども達のむし歯を予防するためには、早い時期からの保護者との関わりが重要となることから、乳児健康診査等の個別相談やお口の機能向上も併せた電話相談、訪問指導を行っています。

5　母子保健事業の評価

前計画で設定した評価指標について、「健やか親子 21（第２次）」に基づき直近のデータから評価を行いました。

なお、町の目標値と町の令和 5 年度（指標によって令和 4 年度）実績値を比較し、「◎：達成、〇：おおむね達成、△：達成せず」※と評価を行いました。（県実績については近似値）

※　◎達成：目標値以上、〇おおむね達成：目標値の 8 割以上の達成、△達成せず：おおむね達成未満として評価

◆基盤課題 A：切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

指標	国目標値（R6）	県実績（R4）	町目標値（R6）	町実績（R4･5）	評価
妊娠・出産について満足している者の割合	85.0%	88.3%	85.0%	94.1%	◎
11 週以内の妊娠届出率	増加	―	90.0%	100%	◎
妊娠中の妊婦の喫煙率	0%	1.9%	0%	0%	◎
育児期間中の両親の喫煙率	父親：20.0% 母親：4.0%	父親：45.6% 母親：7.3%	父親：40.0% 母親：4.0%	父親：45.9% 母親：3.0%	父△ 母◎
妊娠中の妊婦の飲酒率	0%	2.0%	0%	0%	◎
当該年度出生児の母の妊婦一般健康診査受診票利用率	―	―	86.0%	85.5%	〇
当該年度の正期産率	―	―	100%	95.0%	〇
妊産婦保健指導実施率	―	―	（妊婦）100% （産婦）100%	（妊婦）100% （産婦）100%	◎
１か月児健康診査受診票利用率	―	―	100%	100%	◎
こんにちは赤ちゃん事業実施率	―	―	100%	100%	◎
１歳児健康診査受診率	―	―	100%	94.0%	〇
すくすく教室参加率	―	―	（１回目） 95.0% （２回目） 88.0%	（１回目）100% （２回目） 94.3%	◎ ◎
乳幼児健康診査の（未）受診率	3～5 か月児： 2.0% 1 歳 6 か月児： 3.0% 3 歳児：3.0%	3～5 か月児： ― 1 歳 6 か月児： 3.5% 3 歳児：4.6%	3～5 か月児： 2.0% 1 歳 6 か月児： 0% 3 歳児：0%	3～5 か月児： 0% 1 歳 6 か月児： 0% 3 歳児：0%	◎ ◎ ◎
子ども医療電話相談（＃8000）を知っている親の割合	90.0%	71.4%	80.0%	88.2%	◎
子どものかかりつけ医（医師・歯科医師など）を持つ親の割合	＜医師＞ 3・4 か月児： 85.0% 3 歳児：95.0% ＜歯科医師＞ 3 歳児：55.0%	＜医師＞ 3・4 か月児： 81.8% 3 歳児：93.8% ＜歯科医師＞ 3 歳児：56.8%	＜医師＞ 3・4 か月児： 85.0% 3 歳児：85.0% ＜歯科医師＞ 3 歳児：50.0%	＜医師＞ 3・4 か月児： 64.7% 3 歳児：93.9% ＜歯科医師＞ 3 歳児：21.2%	△ ◎ △

仕上げ磨きをする親の割合	80.0%	76.8%	95.0%	100%	◎
テレビやDVDを1日2時間以上見ている割合（３歳）	―	―	15.0%	24.2%	△
よく噛んで食べる子どもの割合	―	―	75.0%	75.4%	◎
朝食を欠食する子どもの割合（３歳）	―	―	2.0%	6.1%	△
肥満児の割合（３歳）	―	―	減少	0%	◎
１か月児の母乳栄養児の割合（母乳栄養率＋混合栄養率）	―	―	70.0%	82.6%	◎
妊婦歯科健診受診率	―	―	50.0%	55.0%	◎
歯周病のある妊婦の減少	―	―	30.0%	36.4%	△
むし歯のない子の割合	1歳6か月児：99.4% ３歳児：92.3%	1歳6か月児：99.2% ３歳児：88.9%	1歳6か月児：100% ３歳児：90.0%	1歳6か月児：100% ３歳児：97.0%	◎ ◎
毎日仕上げ磨きをする親の割合	―	―	1歳6か月児：95.0% ３歳児：90.0%	1歳6か月児：96.4% ３歳児：100%	◎ ◎
４，５歳児のむし歯有病率	―	―	30.0%	26.1%	◎
治療勧告による治療率	―	―	70.0%	80.0%	◎
噛みんぐ30（ｻﾝﾏﾙ）の推進	―	―	10回	0回	△
フッ化物洗口をする子どもの割合	―	―	100%	94.3%	○
妊産婦通院費補助申請率	―	―	100%	100%	◎
新生児聴覚検査実施率	―	―	100%	100%	◎

・周産期における指標はおおむね達成できたが、父親の喫煙率が高く目標を達成できなかった。子どもや妊婦の受動喫煙防止のため、妊娠期から両親へ禁煙の必要性や分煙、受動喫煙防止について指導していく必要がある。

・子どものかかりつけ医を持つ割合が、3～4か月児の医師と3歳児の歯科医師で低かった。出産後早いうちからかかりつけ医を決めておくよう伝えていく必要がある。

・メディアを１日２時間以上見ている３歳児の割合と、朝食を欠食する３歳児の割合が目標値より高く達成できなかった。健やかな成長には整った生活習慣が基盤となるため、乳幼児期の母子保健事業において引き続き講話や指導で伝えていく必要がある。

・妊婦歯科健診受診率は年々増加し目標を達成できたが、歯周病のある妊婦の割合が目標値より高かった。妊娠期の歯科保健指導を継続して展開していく必要がある。一方で、むし歯のない子の割合、仕上げ磨きを毎日する割合、治療勧告による治療率がいずれも高く、目標を達成していた。歯科保健事業の効果が見られていると言える。引き続き、妊娠期の歯科健診受診勧奨や、乳幼児期の歯科保健事業を展開していく必要がある。

◆基盤課題Ｂ：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

指標	国目標値（R6）	県実績（R4）	町目標値（R6）	町実績（R4･5）	評価
朝食を欠食する子どもの割合	小学６年生：8.0% 中学３年生：10.0%	小学１、４年生・中学１、３年生・高校３年生：7.6%	小学６年生：3.5% 中学３年生：1.0% 高校３年生：8.0%	小学６年生：6.0% 中学３年生：11.5% 高校３年生：17.8%	△ △ △
赤ちゃんを「かわいい」「好き」と思う生徒の割合	―	―	100%	100%	◎
永久歯１人平均むし歯本数	―	―	小学１年生：0本 小学６年生：0.50本	小学１年生：0本 小学６年生：0.33本	◎ ◎
歯肉に炎症がある 10 代の割合（中学生）	―	―	30.0%	45.1%	△

・学童期では朝食欠食率が高く、いずれの学年も町の目標を達成できなかった。学年が上がるごとに欠食率が増加している。健やかな成長と成人期の生活習慣病予防のため、児童・生徒および保護者へ朝食の必要性について伝えていく必要がある。

・小学生の永久歯１人平均むし歯本数は、目標値より下回っており目標を達成できた。一方で歯肉に炎症がある中学生の割合は目標値より高く達成できなかった。継続して学童期の健康な体づくりのための事業を展開していく必要がある。

◆基盤課題Ｃ：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

指標	国目標値（R6）	県実績（R4）	町目標値（R6）	町実績（R4･5）	評価
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.0%	92.9%	90.0%	91.6%	◎
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	95.0%	91.3%	100%	100%	◎
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	80.0%	54.4%	55.0%	47.1%	○
積極的に育児をしている父親の割合	70.0%	62.4%	60.0%	68.0%	◎
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	―	44.9%	55.0%	32.1%	△
「子どもとのふれあい遊びの大切さがわかる」と答える親の割合	―	―	―	61.3%	―

「子どもと関わる時間が増えた」と答える親の割合	―	―	―	58.1%	―

・乳幼児の事故予防の指標が達成できなかった。自宅内での起こりうる事故と対処法について、継続して健診や教室の場、訪問等で伝えていく必要がある。
・子どもの健やかな成長・発達のため、子どもとのふれあい遊びの大切さについて理解している親の割合が増加するよう、年齢や発達に合わせた内容を講話等で伝えていく必要がある。

◆重要課題①：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

指標	国目標値（R6）	県実績（H29）	町目標値（R6）	町実績（R4･5）	評価
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3・4か月児：92.0% 1歳6か月児：85.0% 3歳児：75.0%	3・4か月児：88.0% 1歳6か月児：76.5% 3歳児：68.8%	3・4か月児：90.0% 1歳6か月児：80.0% 3歳児：60.0%	3・4か月児：88.2% 1歳6か月児：78.6% 3歳児：57.6%	○ ○ ○
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	95.0%	71.3%	100%	91.6%	○
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	95.0%	89.5%	96.0%	89.5%	○

・全指標でおおむね達成しているが、育児中の保護者が育てにくさを感じたときの対処法を理解し行動できるよう、継続して寄り添った支援を展開していく必要がある。

◆重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策

指標	国目標値（R6）	県実績（H29）	町目標値（R6）	町実績（R4･5）	評価
乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児：95.0% 1歳6か月児：85.0% 3歳児：70.0%	3・4か月児：90.6% 1歳6か月児：81.7% 3歳児：60.8%	3・4か月児：90.0% 1歳6か月児：88.0% 3歳児：75.0%	3・4か月児：100% 1歳6か月児：96.3% 3歳児：87.9%	◎ ◎ ◎
乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合	100%	98.0%	100%	94.1%	○
エジンバラ産後うつ質問票によるスクリーニング実施率	―	―	（産前）100% （産後）100%	（産前）91.3% （産後）100%	○ ◎

・ほとんど達成しており、一定の児童虐待防止につながっていると捉えられる。乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合は100%となるよう周知していく必要がある。
・エジンバラ産後うつ質問票ではうつのリスクを把握し、高リスク者には早期に介入するため、妊産婦全員へ実施していく必要がある。

第３章　施策の体系

１　基本目標

<u>すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現</u>

◎　母子保健の充実

◎　母子医療の充実

◎　母子福祉の充実

健やかな子どもを産み育てるため、妊娠・出産・子育て期まで切れ目ない母子保健活動の充実を図り、子育てに対する意識の啓発や相談支援体制を整備します。

２　基本方向

（１）安心して子どもを産み育てられる環境づくり

安心、安全な妊娠期を過ごすため、正しい知識や情報を提供し、適切な行動をとることができるようにするとともに、妊娠・出産・子育て期まで切れ目ない支援体制の強化と母子保健事業の充実に取り組みます。

（２）健康を守る健全な暮らしと環境づくり

健康的なライフスタイルは、乳幼児期からの生活習慣が土台となり、社会生活は家庭におけるしつけ、こども園や学校等での生活指導、友人や地域の人々とのふれあいを通じて形成されます。

母子および家庭の生活実態を把握するとともに、生活全体を見直し、親が自ら健康への意識を高めていけるような支援に取り組みます。

また、食習慣の形成時期である乳児期から正しい食行動に関する知識の習得と、様々な食体験を通じ、健全で豊かな食生活を実践できる「食を営む力」の育成のため、食育事業を推進します。

（３）医療・福祉・教育との連携

地域全体で子どもの成長を見守り、子育て世代の親や家族を支えるよう、保健・医療・福祉・教育関係者並びに地域活動組織との連携体制を強化し、母子にかかわる包括的な施策を推進します。

３　施策の内容

基本施策１．妊産婦等への保健施策

安心して妊娠･出産に臨むことができるよう、保健師と助産師が一貫して身近で相談に応じ、伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備します。

基本施策２．乳幼児期における保健施策

子どもの心身の健やかな成長に向けて、各健診や教室、定期予防接種、医療が受けられるよう支援していきます。母親・父親が子育てを楽しいと感じながら、親としての役割を遂行できるよう、育児の不安や悩みについて気軽に相談や情報等が受けられるよう、総合的な子育て相談の充実を図ります。

また、育てにくさを抱える親に寄り添った支援の充実を図り、虐待防止を推進する上で、迅速・的確な援助を行っていくことが重要であることから、関係機関各所との連携をさらに強化します。

基本施策３．学童期及び思春期における保健施策

学童期及び思春期における心身の健やかな成長と、生涯の健康づくりに向けた健康習慣の形成のため、学校保健との連携を図り、健康教育、歯科保健、食育の充実を図ります。

基本施策４．生涯にわたる保健施策

妊婦の健康が子どもの健康にも大きく影響することから、妊産婦及びパートナーを含めて健康増進に向けた普及啓発を図ります。

生涯にわたり、身体的・精神的・社会的に健康な状態であるための取り組みとして、男女ともに性や妊娠、健康に関する正しい知識を身に付け、適切な健康管理を行うことができるよう、学校等と連携し、プレコンセプションケアを推進していきます。

基本施策５．子育てや子どもを育てる家庭への支援

子育て家庭が孤立することなく、誰もが安心して地域で子育てができるよう、身近で相談しやすい体制の充実を図ります。

また、支援が必要な子どもや家庭へ、ニーズに合わせた切れ目ない支援を推進します。子どもの虐待を防ぎ、すべての子どもが健やかに成長していけるよう、関係機関とのさらなる連携体制を強化していきます。

４　母子保健施策の体系

基本施策１～５を実現するため、各関連事業を展開していきます。

	実施事業等
基本施策１ 妊産婦等への保健施策	・妊娠届出時及び母子健康手帳交付時の保健師・助産師による健康相談（伴走型相談支援） ・妊産婦健康診査 ・妊産婦歯科保健 ・妊産婦保健指導及び栄養指導 ・産後うつ予防 ・産後ケア事業 ・不妊治療費助成事業 ・妊産婦通院費等補助事業 ・経済的支援（出産・子育て応援給付金） ・産婦人科・小児科オンライン相談事業 ・母子手帳の電子化
基本施策２ 乳幼児期における保健施策	・新生児聴覚検査事業 ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・乳幼児訪問指導及び栄養指導 ・乳幼児健康診査 ・離乳食教室 ・１歳児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査、すくすく教室 ・幼児歯科保健、歯みがき教室、フッ化物洗口 ・定期予防接種 ・食育推進事業 ・わくわく教室 ・経済的支援（いわいずみっこ出産祝金、出産育児一時金、在宅子育て支援金） ・各種手当金の支給 ・養育医療給付 ・産婦人科・小児科オンライン相談事業
基本施策３ 学童期及び思春期における 保健施策	・学童期の歯科保健、フッ化物洗口 ・定期予防接種 ・食育推進事業 ・各種手当金の支給 ・子育て相談
基本施策４ 生涯にわたる保健施策	・健康教育（妊産婦及び子育て家庭の禁煙の推進、妊産婦の飲酒防止） ・各健診や教室等における保健指導（プレコンセプションケアを含む）
基本施策５ 子育てや子どもを育てる 家庭への支援	・子育て支援センター及びこども園との連携 ・子育て相談 ・わくわく教室 ・関係機関とのネットワークづくり（宮古児童相談所と岩手県療育センターによる巡回相談、要保護児童対策地域協議会） ・こども家庭センターの設置

5　母子保健計画における評価指標

◆基本施策１．妊産婦への保健施策

指標の方向	町指標	町ベースライン（R4・5）	指標の方向
妊娠・出産について満足している者の増加	妊娠・出産について満足している者の割合	94.1%	増やす
11 週以内の妊娠届出率	11 週以内の妊娠届出率	100%	維持する
妊娠届出時に面接を実施している妊婦の増加	妊娠届出時の面接実施率	100%	維持する
産後ケア事業を利用する者の増加	産後ケア事業利用率	新規事業	増やす
産後のメンタルヘルスを理解している妊婦や家族の増加	エジンバラ産後うつ質問票によるスクリーニング実施率	（産前）100% （産後）100%	維持する
妊婦一般健康診査受診票利用率の増加	当該年度出生児の母の妊婦一般健康診査受診票利用率	85.5%	増やす
妊婦歯科健診受診率の増加	妊婦歯科健診受診率	55.0%	増やす
歯周病のある妊婦の減少	妊婦の歯周病有病率	36.4%	減らす
妊産婦保健指導実施率の増加	妊産婦保健指導実施率	（妊婦）100% （産婦）100%	維持する

◆基本施策２．乳幼児期における保健施策

指標の方向	町指標	町ベースライン（R4・5）	指標の方向
こんにちは赤ちゃん訪問実施率の増加	こんにちは赤ちゃん訪問実施率	100%	維持する
乳幼児健康診査の未受診率の減少	乳幼児健康診査の未受診率	3～5 か月児：0% 1 歳 6 か月児：0% 3 歳児：0%	維持する
子ども医療電話相談（＃8000）を知っている親の増加	子ども医療電話相談（＃8000）を知っている親の割合	88.2%	増やす
事故予防策を講じる家庭の増加	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	32.1%	増やす
子どもの社会性の発達過程を知っている親の増加	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	89.5%	増やす
乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の増加	乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合	94.1%	増やす
子どものかかりつけ医（医師・歯科医師など）を持つ親の増加	子どものかかりつけ医（医師・歯科医師など）を持つ親の割合	＜医師＞ 3・4 か月児：64.7% 3 歳児：93.9% ＜歯科医師＞ 3 歳児：21.2%	＜医師＞ 3・4 か月児：増やす 3 歳児：維持する ＜歯科医師＞ 3 歳児：増やす
毎日仕上げ磨きをする親の増加	仕上げ磨きをする親の割合	100%	維持する

むし歯のない子の増加	むし歯のない子の割合	1歳6か月児： 100% ３歳児： 97.0%	1歳6か月児： 維持する ３歳児： 増やす
４，５歳児のむし歯有病率の減少	４，５歳児のむし歯有病率	26.1%	減らす
治療勧告による治療率の増加	治療勧告による治療率	80.0%	増やす
フッ化物洗口をする子どもを増やす	フッ化物洗口をする子どもの割合	94.3%	増やす
テレビやDVDを1日2時間以上見ている子の減少（３歳）	テレビやDVDを1日2時間以上見ている子の割合	24.2%	減らす
よく噛んで食べる子どもの増加	よく噛んで食べる子どもの割合	75.4%	増やす
朝食を欠食する子どもの減少（３歳）	朝食を欠食する子どもの割合	6.1%	減らす
肥満児の減少（３歳）	肥満児の割合	0%	維持する
１か月児の母乳栄養割合の増加	１か月児の母乳栄養の割合（母乳栄養率＋混合栄養率）	82.6%	増やす

◆基本施策３．学童期及び思春期における保健施策

指標の方向	町指標	町ベースライン (R4・5)	指標の方向
永久歯１人平均むし歯本数の減少	永久歯１人平均むし歯本数	小学1年生：0本 小学6年生:0.33本	減らす
歯肉に炎症がある10代の減少(中学生)	歯肉に炎症がある10代の割合（中学生）	45.1%	減らす
朝食を欠食する子どもの減少	朝食を欠食する子どもの割合	小学6年生：6.0% 中学3年生：11.5% 高校3年生：17.8%	減らす

◆基本施策４．生涯にわたる保健施策

指標の方向	町指標	町ベースライン (R4・5)	指標の方向
妊婦の喫煙率の減少	妊婦の喫煙率	0%	維持する
妊娠中のパートナーの喫煙率の減少	妊娠中のパートナーの喫煙率	43.5%	減らす
育児をする両親の喫煙率の減少	育児期間中の両親の喫煙率	父親：45.9% 母親：3.0%	減らす
妊婦の飲酒率の減少	妊婦の飲酒率	0%	維持する

◆基本施策５．子育てや子どもを育てる家庭への支援

指標の方向	町指標	町ベースライン (R4・5)	指標の方向
この地域で子育てをしたいと思う親の増加	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	91.6%	増やす
妊婦が仕事を続けられるよう配慮する職場の増加	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	100%	維持する

マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の増加	マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	47.1%	増やす
積極的に育児をしている父親の増加	積極的に育児をしている父親の割合	68.0%	増やす
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の増加	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3・4か月児：88.2% 1歳6か月児:78.6% 3歳児：57.6%	増やす
乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の増加	乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児：100% 1歳6か月児:96.3% 3歳児：87.9%	増やす
育てにくさを感じたときに対処できる親の増加	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	91.6%	増やす

第４章　施策の推進体制

この計画は、子どもたちが生まれ育つ環境づくりの推進を図るため、当町が行う施策を明らかにするものです。施策を推進するため、町民と行政が一体となって総合的かつ効果的に母子保健を推進します。

１　庁内の母子保健の推進

計画の推進にあたっては、学識経験者や保健・医療・福祉・教育関係者、その他の保健関係者より構成する「岩泉町健康づくり推進協議会」の意見を踏まえ、母子保健に関する実施体制の整備を図ります。

２　人材の確保・充実

多様化するニーズに合わせた母子保健サービスを実現するため、医師・歯科医師等の専門技術職の計画的な確保や、専門的業務に係る教育・研修等による関係者の資質の向上に努めます。

３　啓発・普及

地域の自主的な活動を支援し、育児不安に対応するための情報交換を行いながら、地域活動を調整する人材育成を推進し、母子保健に関する意識の向上を図ります。

４　保健・医療・福祉・教育の連携

町民のニーズに対する適切なサービスの提供を行うため、母子保健、児童福祉、学校教育などに関する情報提供の実施及び関係機関との連携を図ります。さらに、生涯を通じた健康づくりを推進するため、医療機関との連携及び協力体制を確立します。

資　料

岩泉町健康づくり推進協議会設置要綱

（昭和53年11月24日告示第95号）
改正　平成6年3月31日告示第23―5号
平成22年3月15日告示第22号
令和4年3月31日告示第39号

（設置）
第1条　住民の健康づくりを推進するため、岩泉町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く
（所掌事項）
第2条　協議会の所掌事項は次のとおりとする。
(1)　健康づくりに関する保健活動の総合的な審議企画に関すること。
(2)　健康づくりに関する知識の啓蒙普及に関すること。
(3)　医師確保対策及び医療機関の支援に関すること。
(4)　医療問題の改善に関すること。
(5)　その他必要と認めた事項
（組織）
第3条　協議会は、委員15人以内をもつて組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1)　知識経験を有する者
(2)　公的医療機関の職員
(3)　地方公共団体の職員
3　委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第4条　協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により選任する。
2　会長は、会務を総理し会議の議長となる。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第5条　協議会は、会長が招集する。
2　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第6条　協議会の庶務は、健康推進課において処理する。
（補則）
第7条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

前　文（平成6年3月31日告示第23―5号）抄
1　平成6年4月1日から施行する。
附　則（平成22年3月15日告示第22号）
1　平成22年4月1日から施行する。
2　岩泉町医療問題協議会設置要綱（昭和52年岩泉町告示第39号）は、廃止する。
附　則（令和4年3月31日告示第39号）
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

岩泉町健康づくり推進協議会委員名簿

任期：令和６年７月１日～令和８年６月30日

番号	区　分	氏　名	所　属　機　関　等	備考
1	公的医療機関の職員	柴　野　良　博	済生会岩泉病院　病院長	会長 継続
2	知識経験者	大　川　義　之	宮古歯科医師会	副会長 継続
3	知識経験者	佐々木　千世	岩泉町薬剤師会	継続
4	知識経験者	三　浦　智　子	岩泉町国民健康保険運営協議会　会長	継続
5	知識経験者	植　村　敏　幸	岩泉町社会福祉協議会　会長	継続
6	知識経験者	前　　川　　超	岩泉町民生児童委員協議会　会長	継続
7	知識経験者	佐々木 惠理子	食生活改善グループいわいずみ会　会長	継続
8	知識経験者	工　藤　良　則	事業所衛生管理者	R6.7～ 新規
9	知識経験者	佐々木　悦子	小本浜漁協女性部　部長	R6.7～ 新規
10	知識経験者	上　野　令　奈	岩泉町スポーツ協会　クラブマネージャー	R6.7～ 新規
11	地方公共団体の職員	杉　江　琢　美	岩手県宮古保健所　所長	継続
12	地方公共団体の職員	袰　岩　千　裕	岩泉町教育委員会　教育長	継続
13	地方公共団体の職員	吉　田　浩　規	岩泉町校長会　会長	R6.4～ 新規
14	地方公共団体の職員	松　川　晴　香	岩泉町学校保健会養護部会　会員	R6.7～ 新規

岩泉町母子保健計画
令和７年３月

発行：岩泉町

【問い合わせ先】岩泉町役場　健康推進課
〒027-0595　岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地５
電話：0194-22-2111（代）　FAX：0194-22-3562